

令和3年8月24日

関高等学校 保護者様

関高等学校
事務室

令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金のご案内について

本制度は、高校生等がいる低所得世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金(返済不要)を支給する制度です。

「通常給付」と「家計急変」の2種類の給付金について、給付を希望される方は、下記のとおり手続きしてください。

記

1. 申し出

給付金を希望される方は、手続きをご案内しますので、令和3年8月31日(火)までに、学校事務室へお電話ください。

(期限後、「家計急変」のため申請を希望される場合は、事務室 担当までご相談ください。)

2. 申請手続き

1)申請書等は、学校事務室(本館1階)へお越しいただければお渡しします。

また、申請書等を郵送することもできますので、お電話の際にお伝えください。

2)提出方法

直接、学校事務室窓口(本館1階正面玄関より入る)へご持参ください。

郵送の場合は、郵便局窓口で「特定記録」にて送ってください。

(通常郵便料金+160円)

宛先 〒501-3903 関市桜ヶ丘二丁目1番1号

関高等学校 事務室 行

3)申請書提出期限

令和3年9月10日(金)

3. 給付金の種類

1) 通常の申請 詳しくは、別紙「通常給付」参照

【支給要件】 ①②のいずれかに該当する方

①令和3年7月1日時点、生活保護法の規定による「生業扶助」を受けている。

②保護者全員の令和3年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)である。

注:学校では、非課税かどうかはわかりませんので各ご家庭でご確認ください。

2)家計急変による申請 詳しくは別紙「家計急変」参照

【支給要件】 家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる者(下記の年収見込額の表参考)

<世帯構成ごとの年収見込額>

世帯構成	寡婦(夫)	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込額	2,042,857 円未満	1,714,286 円未満	2,214,286 円未満	2,714,286 円未満	3,214,286 円未満

※保護者等全員の年収見込額が、一覧表の世帯構成(注)に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

※保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。

(注)世帯構成とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数となります。

4. その他

申請についてご不明な点があれば、遠慮なく事務室までお問い合わせください。



関高等学校
事務室 担当 船坂
電話 0575-22-5688
(8:30~16:50)

保護者の皆様へ

(公立高等学校等用)

令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について(通常給付)

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（生活保護受給世帯または県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

1 対象者および給付額 裏面(対象確認シート)をご確認ください。

2 申出期限 令和3年8月31日(火)必着

3 提出書類

- ① 申請書
- ② 同意書兼委任状
- ③ その他 家庭状況に応じて必要な書類
 - (1) 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
 - ・健康保険証の写し（国民健康保険の場合は扶養申立書）
※兄弟姉妹が複数人いる場合は1名分のみ
※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。
 - (2) 学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合
 - ・口座振替依頼書
(原則、学校諸費等引落口座へ振り込みます。希望の場合はご連絡ください。)
- ④ 生活保護（生業扶助）受給世帯は「生業扶助受給証明書」
担当の福祉窓口で発行してもらってください。

4 個人番号カード等の取扱いについて

岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号カード等を使用し道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認します。なお、公立高等学校等就学支援金すでに個人番号カード等を提出している場合は当該個人番号カード等により確認することが可能です。

5 給付金の支給

12月初旬までに、申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。（早期支給をご希望する場合はご相談ください。）

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、校長が受領して充当することができます。

公立高等学校等奨学給付金 対象確認シート

保護者等(注1)の居住地は岐阜県ですか？

YES

NO

各都道府県により、申請書類が異なっているため、早急に保護者等が居住する都道府県に詳細をご確認ください。

7月1日現在、学校(注2)に在籍してますか？

YES

NO

該当しません

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

YES

NO

保護者等全員の「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」が非課税ですか？

YES

NO

該当しません

通信制又は専攻科の高校生等はいますか？

YES

NO

「生活保護受給世帯」です。

「非課税世帯」で、通信制の高校生等については「通信制」の給付額、専攻科の高校生については「専攻科」の給付額、それ以外に高校生等がいる場合は「第2子」の給付額です。

高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいますか？

YES

NO

複数の高校生等がいますか？

YES

NO

「非課税世帯」で、「第1子」、2人目以降の高校生等については「第2子以降」の給付額です。

給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護(生業扶助) 受給世帯	32,300円	32,300円	
非課税世帯(第1子)	110,100円		48,500円
非課税世帯(第2子以降)	141,700円	48,500円	

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 条件によっては対象とならない場合があります。また、特別支援学校の高等部は対象外です。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。
 岐阜県の奨学金……授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。
 奨学給付金……授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立関高等学校 事務室 担当 船坂 TEL 0575-22-5688(8:30~16:50)
 〒501-3903 岐阜県関市桜ヶ丘2丁目1-1

令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について(家計急変)

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

1 対象者

家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる者

2 申出期限 令和3年8月31日(火)まで

※申出期限後に申請を希望される場合は、事務室へご連絡ください。
※家庭の事情により、早期支給を希望される場合はご相談ください。

3 提出書類

① 申請書

② 保護者等の家計急変の事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等

③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

所得課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）

<世帯構成ごとの年収見込額>

世帯構成	寡婦（夫）	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込額	2,042,857円未満	1,714,286円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

※保護者等全員の年収見込額が、世帯構成（注）に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

※保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）となります。

（注）世帯構成とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数となります。

④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。

⑤ 同意書兼委任状

⑥ その他 家庭状況に応じて必要な書類

(1) 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

・健康保険証写し（国民健康保険の場合は扶養申立書）

※兄弟姉妹が複数人いる場合は1名分のみ

※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。

(2) 学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合

・口座振替依頼書

（原則、学校諸費等引落口座へ振り込みます。希望の場合はご連絡ください。）

4 給付金の支給

審査完了後、隨時申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、校長が受領して充当することができます。

給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税相当世帯(第1子)	110,100円		
非課税相当世帯(第2子以降)	141,700円	48,500円	48,500円

7月以降に家計急変により申請があった場合は、原則、事由が発生した日の属する月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金…………授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。

岐阜県の奨学金…授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。

奨学給付金…………授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立関高等学校 事務室 担当 船坂 TEL 0575-22-5688(8:30~16:50)
〒501-3903 岐阜県関市桜ヶ丘2丁目1-1